

滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会について

1. 条例検討専門分科会の目的

障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すため条例の骨格について調査・審議を行うことを目的とする。

2. 条例検討専門分科会において議論する内容

(1) 条例の基本理念・意義・目的

ア 条例の基本理念

- ・ 条例の基本理念をどうするか
- ・ 「滋賀らしさ」はどういったことが想定されるか

イ 条例の意義・目的

- ・ 「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」をどのように規定するか
- ・ 県の施策、責務をどこまで条例で規定するか

(2) 障害者差別解消法の補完

ア 条例による上乘せ・横出し

- ・ 障害者差別解消法による義務（民間事業者）を強化するか（上乘せ）
- ・ 障害者差別解消法による規制対象（行政機関・民間事業者）の範囲を広げるか（横出し）

イ 障害を理由とする差別の定義

- ・ 障害を理由とする差別をどのように定義するか

ウ 差別を受けた場合の解決の仕組み

- ・ 条例制定済の他府県同様の「助言、あっせん」の仕組みを設けるか
- ・ 「助言、あっせん」の仕組みを設けた場合、実効性をどう担保するか

3. 第1回条例検討専門分科会 ※委員構成は別紙参照

日時：平成 29 年 7 月 13 日（木） 9:30～12:00

議題： 1. 分科会の進め方について

2. 条例における論議事項について

意見：

【対象者の範囲について】

- ・ 障害者基本法第 1 条の 1 すべての国民、2 障害の有無によって分け隔てられない、3 相互に人格と個性を尊重するが共生社会のキーワード。障害者から子どもや高齢を含めた広がりのある条例を提起するべきではないのかということが、分け隔てられないことを目指すべき意味。
- ・ 生きづらさなどの支援のいる人にはこの条例に何らかの形で関連させていくべきである。
- ・ 生きづらさは非常に主観的な表現なので、客観的に生きづらさを明確にして、その客観的な背景に基づいて整理、検討する必要がある。

【条例の内容について】

- ・事例を集めて分析して、どういった内容を条例に盛り込むべきか検討するべき
- ・条例の中身は、社会的障壁の解消に向けた総合的な条例という形で大きな展開をしてほしい。
- ・上乘せ・横だしをしなかったら条例を作る意味がない。その実効性をどう担保するかということ論点に加えてほしい。
- ・差別解消に関する条例も大切であるが、それとあわせて手話言語条例も必要

【議論の方向性、進め方】

- ・まずは“障害者差別解消法の補完的な部分”をしっかりと固めてから、“生きづらさの範囲”を検討するべき
- ・論点をつめていくために、分科会内にワーキングを立ち上げて論点案を出して、分科会に持っていく形にすべき。

4. 今後の予定

(1) 条例検討専門分科会等

下記のとおり今後3回の専門分科会の開催と、条例の根幹となる特定テーマについてのワーキングチームによる検討を行い、今年度中に骨格のとりまとめを行う。

| 開催時期 | 議題 |
|-------------|---|
| 平成 29 年 9 月 | ・ワーキングチームによる検討 |
| 10 月 | ・ワーキングチームによる検討 【第2回条例検討専門分科会】 1 条例案の骨格に盛り込むべき内容について 2 障害者団体等からの意見について 3 障害者プランの改定に係るワーキングチームからの意見について |
| 11 月 | ・ワーキングチームによる検討 |
| 12 月 | (必要に応じてワーキングチームによる検討を追加) |
| 平成 30 年 1 月 | 【第3回条例検討専門分科会】 1 条例案の骨格のたたき台について 2 その他団体等からの意見について |
| 2 月 | 【第4回条例検討専門分科会】 1 分科会における検討経過のまとめについて（最終答申案） |

(2) 障害者団体等との意見交換

当事者団体等の意見を分科会の議論に反映させるとともに、分科会における議論の経過を関係者や県民に伝えることを目的に実施する。

ア 分科会委員（や事務局）と当事者団体や家族、市町、経済団体等との意見交換を実施し、条例についての意見や、差別事例の収集、差別解消法施行後の課題等について整理（9月～12月）

イ 県民を対象とした障害者差別や合理的配慮等の体験事例の収集および県政モニターアンケートによる意識調査を実施

ウ 障害者施策推進協議会に設置する滋賀県障害者プラン(H30 一部改定)の審議を行う小委員会において条例についての意見を求める（8月）

エ 障害者差別解消法に基づき設置している障害者差別解消支援地域協議会において条例についての意見を求める（協議会の開催に応じて）